

令和7年7月吉日

スポーツプラスおおはる会員の皆様へ

スポーツプラスおおはる
理事長 安井 久典

暴風警報などの発表時の講座の扱いについて

スポーツクラブおおはるでは、見出しのことにつきましては、次のようにさせていただきます。
あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

- | |
|--|
| 1 大治町に暴風警報が発表されたとき
大治町に特別警報が発表されたとき
スポーツセンターが避難所になったとき
スポーツセンターに突発性の重大事故が発生したとき |
|--|

- ア 講座は中止とします。
- イ 講座開始後の場合には、中止し、状況に応じて帰宅。
- ウ 講座を別の日には設定しません。参加費は翌月の参加費に振り替えます。

- 暴風警報以外の警報が発表されたときには、状況に応じて開講するかどうか判断します。
開講しない場合には、講座の受講者には電話等で連絡をし、中止を伝えます。

2 大治町に発表された暴風警報、特別警報が解除されたとき

- | |
|-----------------|
| ① 午前7時まで解除された場合 |
|-----------------|
- ・ 平常通り講座を開きます。
- | |
|------------------------|
| ② 午前7時から午前11時まで解除された場合 |
|------------------------|
- ・ 午前の講座は中止します。1のウになります。午後の講座は開きます。
- | |
|-------------------|
| ③ 午前11時以降に解除された場合 |
|-------------------|
- ・ 午後の講座も1のウになります。

- | |
|---|
| 3 スポーツセンターの避難所が解かれたとき
スポーツセンターの突発性の重大事故が収拾したとき |
|---|

- 施設の被害状況などより、開講するかどうか判断します。
開講する場合には、講座の受講者に電話等で連絡をし、開講を伝えます。

【問い合わせ先】 スポーツプラスおおはる 052-217-6211